

茨城県報

第 7 5 5 6 号

昭和62年6月1日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障害福祉課)	1
●茨城県身体障害者福祉法施行細則の規定による内容の変更 (♪)	3
●身体障害者福祉法施行令の規定に基づく指定の辞退 (♪)	3
●青少年に有害な器具類の指定 (県民生活課)	4
●受胎調節実地指導員の指定 (保健予防課)	5
●新規土地改良事業の審査 (農地管理課)	5
●新規土地改良事業の認可 (♪)	5
●道路の区域変更 (3件) (道路維持課)	5
●収納代理金融機関の一部改正 (出納第一課)	7
●土地改良事業の工事完了 (土地改良事務所)	8
●土地改良区役員の就退任 (2件) (♪)	8

(選挙管理委員会)

●選挙運動に関する収支報告書要旨	11
------------------------	----

公 告

●常陸大宮地域雇用開発計画 (職業安定課)	14
●石岡地域雇用開発計画 (♪)	17
●漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞 (漁政課)	20

正 誤

●昭和61年7月1日付け茨城県報号外第123号中	21
--------------------------------	----

告 示

茨城県告示第904号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定する。

昭和62年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

医師の指定					
種 別	診療科目	氏 名	医 療 機 関 の 名 称	医 療 機 関 の 地 所 在 地	指 年 月 定 日
視 覚 障 害	眼 科	寺 内 将 人	県立中央病院	西茨城郡友部町鯉淵 6528	62.5.14
〃	〃	狩 野 宏 成	北茨城市立病院	北茨城市大津町北町 4-5-15	〃
聴 覚 障 害	耳 咽 喉 鼻 科	鈴 木 栄 一	下館市民病院	下館市玉戸1658	〃
〃	〃	福 地 淳	日 製 水 戸 総 合 病 院	勝田市石川町20-1	〃
〃	〃	宮 田 守	山 王 病 院	西茨城郡岩瀬町岩瀬 42	〃
肢 体 不 自 由	神 經 内 科	飯 島 昌 一	水戸赤十字病院	水戸市三の丸 3-12-48	〃
〃	脳 神 經 外 科	齋 藤 裕	〃	〃	〃
〃	〃	小野寺 良久	〃	〃	〃
〃	神 經 内 科	荒 木 誠	相川内科病院	水戸市千波町212	〃
〃	脳 神 經 外 科	平 孝 臣	下館市民病院	下館市玉戸1658	〃
〃	理 学 診 療 科	後 藤 浩	高萩温泉病院	高萩市下手網大谷口 1951-6	〃
〃	整 形 外 科	和 田 洋	猿島赤十字病院	猿島郡総和町上辺見 1300-13	〃
心 臓 機 能 障 害	内 科	宮 澤 功	県立中央病院	西茨城郡友部町鯉淵 6528	〃
〃	〃	野 田 敏 剛	〃	〃	〃
〃	〃	高 橋 洋 二	日 製 多 賀 総 合 病 院	日立市国分町 2-1-2	〃
〃	外 科	小石沢 正	北茨城市立病院	北茨城市大津町北町 4-5-15	〃
〃	内 科	登 坂 英 明	猿島協同病院	猿島郡境町2190	〃
呼 吸 器 機 能 障 害	〃	色 川 正 貴	日 製 日 立 総 合 病 院	日立市城南町 2-1-1	〃
〃	〃	幸 坂 宣 俊	下館市民病院	下館市玉戸1658	〃
じ ん 臓 機 能 障 害	泌 尿 器 科	菊 池 孝 治	県立中央病院	西茨城郡友部町鯉淵 6528	〃

ぼうこう・直腸機能障害	泌尿器科	菊池孝治	県立中央病院	西茨城郡友部町鯉淵6528	62.5.14
じん臓機能障害	〃	中村久	高萩協同病院	高萩市安良川267	〃
ぼうこう・直腸機能障害	〃	〃	〃	〃	〃

茨城県告示第905号

身体障害者福祉法（昭和24年法律 283 号）第15条第 1 項に規定する医師から、茨城県身体障害者福祉法施行細則（昭和45年茨城県規則第10号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

昭和62年 6 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

内容変更

種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
		医療機関の名称	医療機関の所在地	医療機関の名称	医療機関の所在地	
肢不自由	三浦智文	牛久愛和院	牛久市猪子町896	牛久愛和院 総合病院	牛久市猪子町896	62.3.31
ぼうこう・直腸機能障害	加藤孝男	〃	〃	〃	〃	〃
肢不自由	曾和健誠	〃	〃	〃	〃	〃
〃	佐瀬陽造	日製日立総合病院	日立市城南町2-1-1	日製多賀院	日立市国分町2-1-2	62.4.21
〃	木根淵光夫	木根淵外科胃腸科医院	岩井市辺田1430	木根淵外科・胃腸科病院	岩井市辺田1430	62.5.1
心臓・呼吸器機能障害	浅川春徳	水戸協同院	水戸市宮町3-2-7	浅川医院	水戸市東原町2-8-25	62.5.6

茨城県告示第906号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項に規定する医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 1 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

昭和62年 6 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

辞 退

種 目	診療料名	氏 名	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞 退 年 月 日
肢体不自由	内 科	葛 城 晃 彦	葛 城 医 院	那珂湊市平磯町1266	61.11.29
〃	〃	蟻 川 瑛 幸	牛 久 愛 和 総 合 病 院	牛久市猪子町896	62.3.31
心臓・呼吸 器機能障害	〃	高 橋 再 生	〃	〃	〃
ぼうこう・ 直腸機能障害	泌尿器科	野 口 良 輔	県立中央病院	西茨城郡友部町鯉淵 6528	〃
心臓・呼吸 器機能障害	内 科	草 野 英 二	北茨城市立病院	北茨城市大津町北町 4-5-15	〃
〃	〃	石 田 博	下館市市民病院	下館市玉戸1658	62.4.30
〃	小 児 科	小 越 丈 夫	〃	〃	〃
〃	内 科	岸 田 輝 幸	〃	〃	〃
聴覚障害	耳鼻咽喉科	市 川 恭 介	〃	〃	〃
肢体不自由	脳神経外科	青 木 伸 夫	〃	〃	〃
〃	〃	伊 関 洋	〃	〃	〃
じん臓機能 障害、ぼう こう・直腸 機能障害	泌尿器科	宮 崎 裕	高萩協同病院	高萩市安良川267	62.6.30

茨城県告示第907号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第16条第1項の規定により、青少年に有害な器具類として、次のものを指定する。

昭和62年 6 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

品 名	特 殊 警 棒
構 造	金属製の伸縮式護身具で、通常は握り部分に突出部が収納され、使用に際し強く振ると筒状の先端から突出部が飛び出す構造のもの
機 能	伸長した状態で人体に打撃を加えた場合、殺傷能力を有するもの
指 定 理 由	当該器具の構造及び機能が人の身体に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることがその健全育成を阻害するおそれがあるため

茨城県告示第 908 号

優生保護法 (昭和23年法律第 156 号) 第15条第 1 項の規定により、次の者を昭和62年 5 月22日に受胎調節実地指導員に指定した。

昭和62年 6 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

住 所 那珂郡山方町大字小貫37番地
氏 名 小野瀬 律 子

茨城県告示第 909 号

鉦田町長埜晟から昭和62年 3 月28日付けで認可申請のあった紅葉地区土地改良事業については、土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年 6 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

紅葉地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和62年 6 月 1 日から昭和62年 6 月22日まで

3 縦 覧 の 場 所 鉦田町役場

茨城県告示第 910 号

昭和62年 3 月31日付けで石岡台地土地改良区から認可申請のあった中峯地区土地改良事業については、土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和62年 5 月23日認可した。

昭和62年 6 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 911 号

道路法 (昭和27年法律第 180 号) 第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和62年 6 月 1 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年 6 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路線名 349号
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
那珂郡那珂町大字横堀字譲葉 2037番地6から	旧	最大 32.4	3,705.0	
		最小 7.1		
那珂郡那珂町大字額田北郷 字愛宕下1553番1地先まで	新	最大 32.4	3,705.0	
		最小 7.1		
		最大 60.0	3,471.0	
		最小 23.0		

茨城県告示第912号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和62年6月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路線名 294号
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
下館市大字西方向田 783-1番地先から	旧	最大 27.0	3,107.0	
		最小 9.4		
		最大 54.0	3,058.0	
		最小 23.5		
下館市大字乙字片町前 467-1番地先まで	新	最大 54.0	3,058.0	下館市へ移管のため
		最小 23.5		

茨城県告示第913号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和62年6月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下館三和線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下館市大字二本成字砂原 924-3番地から 猿島郡三和町大字尾崎字宮の下 1295番地まで	旧	メートル 最大 40.5	メートル 17,596.0	
		最小 4.0		
下館市大字一本松字一本松 60-1番地から 猿島郡三和町大字尾崎字宮の下 1295番地まで	新	最大 40.5	16,897.5	下館市への移管のため
		最小 4.0		

茨城県告示第914号

昭和56年4月1日茨城県告示第486号の3で告示した地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第1項に規定する指定金融機関及び同条第4項に規定する収納代理金融機関の一部を次のように改正し、昭和62年6月1日から施行する。

昭和62年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

別表第2 1 県内に本店（本所）が所在し、県内の全ての店舗で収納の事務を取り扱う金融機関の表中「江戸崎町農業協同組合」を「稲敷農業協同組合」に改め、同表中

美浦安中農業協同組合	稲敷郡美浦村大字馬見山654	及び
桜川村農業協同組合	稲敷郡桜川村大字古渡840	
茨城東農業協同組合	稲敷郡東村大字上之島3221の2	
河内村農業協同組合	稲敷郡河内村長竿3566	
新利根村農業協同組合	稲敷郡新利根村柴崎6716	」を

削る。

茨城県告示第915号

昭和46年7月21日付け農管指令第185号をもって認可のあった団体営小幡地区土地改良事業については、昭和49年3月31日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

昭和62年6月1日

茨城県土浦土地改良事務所長 坂 本 坦

茨城県告示第916号

新治郡八郷町大字柿岡2009-3に事務所を置く半田土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和62年6月1日

茨城県土浦土地改良事務所長 坂 本 坦

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡八郷町大字半田1696	理 事	原 田 孟	
〃 〃 〃 1181	〃	原 田 傳左エ門	
〃 〃 〃 326	〃	原 田 利 男	
〃 〃 〃 1106	〃	原 田 重 徳	
〃 〃 〃 1400-2	〃	田 口 英	
〃 〃 〃 1685	〃	原 田 都	
〃 〃 〃 612-1	〃	岩 田 勇太郎	
〃 〃 〃 775-1	〃	岩 田 良 一	
〃 〃 〃 455	〃	原 田 利 勇	
〃 〃 〃 3	〃	櫻 井 光 一	
〃 〃 〃 1716-1	〃	嶋 田 茂	
〃 〃 〃 1721	〃	嶋 田 正 雄	
〃 〃 〃 631	〃	関 五郎平	
〃 〃 〃 633	〃	飯 嶋 邦 男	
〃 〃 〃 1095	〃	原 田 清	
〃 〃 〃 374-4	監 事	大久保 春 男	
〃 〃 〃 1435	〃	関 茂 利	
〃 〃 〃 751-2	〃	原 田 春 樹	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡八郷町大字半田1696	理 事	原 田 孟	
〃 〃 〃 3	〃	櫻 井 光 一	
〃 〃 〃 1716-1	〃	嶋 田 茂	
〃 〃 〃 1721	〃	嶋 田 正 雄	
〃 〃 〃 1685	〃	原 田 都	
〃 〃 〃 1400-2	〃	田 口 英	
〃 〃 〃 323-1	〃	原 田 利 一	
〃 〃 〃 326	〃	原 田 利 男	
〃 〃 〃 1095	〃	原 田 清	
〃 〃 〃 1098	〃	檀村四郎右衛門	
〃 〃 〃 637	〃	関 行 雄	
〃 〃 〃 632	〃	松 信 武 始	
〃 〃 〃 543	〃	亀 田 シ ノ	
〃 〃 〃 542-2	〃	堺 宗 治	
〃 〃 〃 990-6	〃	関 榮 吾	
〃 〃 〃 751-2	監 事	原 田 春 樹	
〃 〃 〃 372-4	〃	大久保 春 男	
〃 〃 〃 1435	〃	関 茂 利	

茨城県告示第917号

新治郡八郷町大字柿岡2009-3に事務所を置く鯨岡土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和62年 6 月 1 日

茨城県土浦土地改良事務所長 坂 本 坦

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡八郷町大字鯨岡856	理 事	飯 田 隆	
〃 〃 〃 883	〃	青 木 勝 雄	
〃 〃 〃 393	〃	三 村 金 二 郎	
〃 〃 〃 178	〃	谷 萩 常 雄	
〃 〃 〃 903	〃	野 村 惣 一 郎	

新治郡八郷町大字鯨岡817	理 事	飯 田 甲子郎
〃 〃 〃 835	〃	飯 田 長 男
〃 〃 大字宇治会1336	〃	吉 岡 金 市
〃 〃 〃 2090	〃	廣 瀬 正 一
〃 〃 〃 1879 1880-2 } 合併	〃	廣 瀬 元 春
〃 〃 〃 2515-1	〃	永 瀬 文 雄
〃 〃 大字小山田216	〃	鈴 木 正 明
〃 〃 大字鯨岡385-1	〃	飯 田 要
〃 〃 大字宇治会1937	監 事	市 村 悦 雄
〃 〃 大字鯨岡936	〃	飯 田 辰 雄

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡八郷町大字鯨岡856	理 事	飯 田 隆	
〃 〃 大字宇治会 ¹⁸⁷⁹ ₁₈₈₀₋₂ } 合併	〃	廣 瀬 元 春	
〃 〃 大字鯨岡830-1	〃	飯 田 正 藏	
〃 〃 〃 200	〃	野 村 正 一	
〃 〃 〃 385-1	〃	飯 田 要	
〃 〃 〃 883	〃	青 木 勝 雄	
〃 〃 〃 903	〃	野 村 惣一郎	
〃 〃 大字宇治会1941	〃	大 山 善 博	
〃 〃 〃 1217	〃	吉 岡 達 男	
〃 〃 大字鯨岡817	〃	飯 田 甲子郎	
〃 〃 〃 211-2	〃	矢 野 弘	
〃 〃 大字小屋1400-1	〃	飯 村 舉	
〃 〃 大字宇治会2090	〃	廣 瀬 正 一	
〃 〃 〃 1336	監 事	吉 岡 金 市	
〃 〃 大字鯨岡936	〃	飯 田 辰 雄	



(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第37号

昭和62年 4 月12日執行の茨城県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第192条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

昭和62年 6 月 1 日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八 木 下 繁 一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和62年 4 月12日執行茨城県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 22,301,400円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	竹 内 藤 男	所属党派	無 所 属	2月1日から 期間 第1回分 4月23日まで
出納責任者名氏	千ヶ崎	惣右衛門		

収 入	支 出
主たる寄附	人 件 費 3,506,400円
(氏名, 団体名) (職業) (寄附額) 円	家 屋 費 2,592,260
自由民主党 政党 2,000,000	選挙事務所費 2,352,260
石崎良一 農業 300,000	集合会場費 240,000
茨城の未来を 考える会 政治団体 2,000,000	通 信 費 69,360
竹山会西水戸支部 〃 1,000,000	交 通 費 100,000
茨城県木材産業 政治連盟 〃 100,000	印 刷 費 2,874,550
茨城県医師会 政治連盟 〃 3,000,000	広 告 費 357,140
竹山会岩瀬支部 〃 300,000	文 具 費 32,895
茨城県税理士 政治連盟 〃 250,000	食 糧 費 367,720
茨城県労働 組合連盟 労働団体 100,000	休 泊 費 1,448,000
水戸大友会 政治団体 100,000	雑 費 671,699
電機労働茨城地 方協議会 労働団体 100,000	
細谷倫道 農業 100,000	
鬼沢忠治 会社役員 100,000	

茨城県司法書士会 政治連盟	政治団体	50,000
日本酪政連 茨城県支部連合会	〃	50,000
茨城県社会福祉 政治連盟	〃	50,000
全日本労働総同盟 茨城地方同盟	労働団体	30,000
茨城県不動産 政治連盟	政治団体	100,000
全国たばこ耕作者 政治連盟茨城県 支部連合会	政治団体	50,000
茨城県歯科医師 政治連盟	〃	1,000,000
鳩山威一郎 茨城県後援会	〃	500,000
全国たばこ耕作者 政治連盟	〃	50,000
ミツウロコ 味噌(株)	醸造業	50,000
梅里茂恭 神道政治連盟 茨城県本部	医師 政治団体	50,000 100,000
その他の寄附	1 件	10,000円
その他の収入		1,000,000円
今回計		12,540,000円
前回計		0円
総計		12,540,000円

今回計	12,020,024円
前回計	0円
総計	12,020,024円

報告書受理年月日	昭和62年 4 月 27 日	第 1 回 報告分
----------	----------------	-----------



候補者氏名	竹内 藤 男	所属党派	無 所 属	4月24日から 期間 第2回分 4月30日まで
出納責任者 氏名	千ヶ崎 惣右衛門			

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	0円
(氏名, 団体名)	(職業)	(寄附額) 円	家 屋 費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通 信 費	210,435

			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
その他の寄附	0 件	0円		
その他の収入		0円		
今 回 計		0円	今 回 計	210,435円
前 回 計		12,540,000円	前 回 計	12,020,024円
総 計		12,540,000円	総 計	12,230,459円

報告書受理年月日	昭和62年4月30日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	奈良達雄	所属党派	日本共産党	3月10日から 期間 第1回分 4月13日まで
出納責任者氏名	石井健二			

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	1,230,000円
(氏名, 団体名)	(職業)	(寄附額) 円	家 屋 費	352,200
日本共産党 茨城県委員会	政 党	1,950,000	選挙事務所費	343,200
伊藤日出夫	政党役員	195,000	集合会場費	9,000
大曾根幸子	〃	132,000	通 信 費	50,900
奥村忠義	〃	195,000	交 通 費	215,046
高橋春雄	〃	195,000	印 刷 費	968,000
藤野 稔	政党職員	132,000	広 告 費	392,180
高見沢 澄	政党役員	120,000	文 具 費	4,656
竹田直子	無 職	120,000	食 糧 費	36,530
入谷佳一	〃	120,000	休 泊 費	102,100
			雑 費	14,880

その他の寄附	38 件	236,000円		
その他の収入		0円		
今 回 計		3,395,000円	今 回 計	3,366,492円
前 回 計		0円	前 回 計	0円
総 計		3,395,000円	総 計	3,366,492円

報告書受理年月日

昭 和 6 2 年 4 月 2 7 日

第 1 回 報 告 分

公 報

●常陸大宮地域雇用開発計画

地域雇用開発等促進法（昭和62年法律第23号）第7条第1項の規定に基づき、常陸大宮雇用開発促進地域に係る地域雇用開発の促進に関する計画（以下「常陸大宮地域雇用開発計画」という。）を次のとおり策定したので同条第5項の規定に基づき公表する。

昭和62年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

常陸大宮地域雇用開発計画

1 は じ め に

県内の雇用情勢は、我が国経済の拡大テンポの鈍化、産業構造の転換等の影響により、雇用需要の停滞、離職者の増加等弱含みの状況で推移している。この中で、特に、常陸大宮地域においては、雇用機会の不足が引き続いていることに加え、最近の経済環境の変化等の影響が雇用面に強く表れ、厳しい雇用問題に直面している。このため、国においては、地域雇用開発等促進法（昭和62年法律第23号）に基づいて、常陸大宮地域を雇用開発促進地域として指定したところであるが、同法第7条第1項においては、都道府県は雇用開発促進地域ごとに雇用開発を促進するための計画（以下「地域雇用開発計画」という。）を策定することができると規定されている。ここに、常陸大宮地域を対象として、国の策定した雇用開発指針を踏まえて地域雇用開発計画を策定し、これに沿って地域雇用開発を図るための施策を推進していくこととする。

2 常陸大宮地域の雇用の動向

(1) 地 域 の 概 況

当地域は、県の北西部に位置し、大宮町、山方町、瓜連町、美和村、緒川村、御前山村及び大子町の4町3村からなり、面積は、689.05km²と県全体の11.3%を占めている。地勢的には、山地、丘陵地帯が多く、林野面積は494.9 km²と全面積の71.8%を占めており、平坦部に

人口が集積し、産業活動が展開されている。

人口は85,608人(昭和60年国勢調査)で、山間部において、過疎化が進みこの10年間で3,010人(3.4%)の減少となり、県全体の人口に占める割合についても昭和50年3.8%、昭和55年3.4%、昭和60年3.1%と低下してきている。

労働力人口は47,071人で、10年間で352人(0.8%)の増加となっているが、高齢化の進行が著しく、全就業者に占める55歳以上の就業者の割合は、昭和50年の23.6%(県全体15.7%)から昭和60年31.5%(同18.6%)へと県全体の動きを著しく上回るテンポで高まっている。

産業別の就業者の割合は、第1次産業30.6%(県全体16.6%)、第2次産業32.7%(同34.7%)、第3次産業36.7%(同48.6%)となっており、県全体と比べて第1次産業の比重が高いが、長期的な推移をみると、第1次産業の就業者の割合が低下し、第2次産業、第3次産業で高まっている。

(2) 雇 用 の 動 向

産業活動の動向をみると、機械器具製造業、家庭電機器具製造業、縫製業等において需要の停滞が引き続いていることから、事業規模の縮小が行われ、下請企業等を始めとして地域経済に大きな影響を及ぼしている。

労働力の需給状況をみると、有効求人倍率は、全国平均(61年度0.62倍、60年度0.67倍)を上回っているものの県平均を大きく下回る状況で推移してきたが、加えて、最近においては、不況業種等からの離職者の増加や求人の低迷等に伴い低下傾向が続き、61年度で0.70倍(前年度0.86倍)と厳しい状況となっている。

一方、第3次産業の一部業種で求人増加が見られるが、求職者の希望と技能、労働条件等多くの面で適合せず就職に結びつかない面がみられる。また、企業誘致等により当地域に進出した企業からの労働力の需要が、労働力の供給側と合致しない状況も見受けられる。

年齢別の雇用動向をみると、求職者のうち高齢層の割合が高まってきているが、需給関係は厳しい、55歳以上の有効求人倍率は0.01倍(61年10月)と極めて低い。

新規学校卒業者の就職状況をみると、地元での就職を希望する者の割合が高まっているが、地元での雇用の場が少ないことから地域内の企業へ就職した者の割合は20.4%(県全体48.0%)と地域外への流出が著しい。

3 常陸大宮地域の雇用開発の目標

産業の集積密度が低いことによる雇用機会の不足、不況業種等からの離職者の発生等による雇用情勢の一層の悪化が懸念されることに対処する必要がある。また、高齢労働者の増加、若年層を中心とした地元志向の高まりに対処することも重要である。

県の定めた「新茨城県民福祉基本計画」においては、常陸大宮地域を含む県北西部ブロックについては、「定住を支える工業と地場産業が脈うつグリーンふるさと産業圏をめざして」を課題として、雇用力のある工業の導入を進め、就業の場の確保や地域の基幹的産業の振興、生

活環境の改善、交通体系の整備等の地域振興施策を、関係市町村と一体となって展開することとしている。

常陸大宮地域の雇用開発を進めるに当たっては、こうした施策の展開を踏まえて、「地域の特性を生かした新たな雇用機会の拡大により労働力需給構造の改善を図り、特に、高齢者の安定した就業の場の確保と若年層に魅力ある地元雇用を拡大すること」を目指して、

- ・雇用の安定、拡大に向けての事業主の取組への援助
- ・新たな労働力の需要と供給の円滑な結合
- ・人口の流出を防ぎ若者に魅力ある就職の場の確保
- ・地域のニーズに即した職業能力の開発
- ・既存資源の活用等による定住型産業の導入

を基本として、関係者の協力の下に施策を推進していくこととする。

4 地域雇用開発を促進するための方策

(1) 地域振興対策と雇用対策との連携

常陸大宮地域においては、地域経済の活力ある発展を目指して産業基盤の整備に努め、県北西部地区振興の柱である水戸北部中核工業団地を中心に優良企業の誘致の促進、地元既存企業の活性化を図るとともに、地域の豊かな自然を生かした観光開発、農林水産資源を生かした新製品の開発を含めた地場産業の育成等の施策が推進されているところである。

このうち、特に、企業誘致に当たっては、先端技術型業種等の導入など将来にわたって雇用吸収力が見込まれ、地域経済に波及効果の大きい事業が展開されるようにしていく必要がある。また、これらの取組を通じて地域住民の多様なニーズに対応した雇用機会が拡大されるよう、地域振興対策と雇用対策の連携を密にする。

(2) 新たな雇用の拡大の促進

新規事業の展開等地域の新たな雇用の拡大に資する取組に対して援助、助成を進める。

このため、当地域内において事業所を設置・整備して、当地域内に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対して、それに要した貸金、費用等の負担に応じた援助を行うこと等の、国の地域雇用開発助成金制度の周知に努めるとともに、その活用を図る。特に、同制度が、雇用吸収力のある企業の誘致の促進や地場産業の育成、高齢者の雇用の拡大に結びつくよう配慮する。

(3) 雇用情勢への機動的対応

雇用情勢の悪化に伴う離職者の発生に対処して、失業の予防、離職者の再就職を促進する。このため、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主による休業、教育訓練、出向の費用を助成する雇用調整助成金制度や当地域の離職者を雇い入れた事業主に対してその貸金の一部を助成する特定求職者雇用開発助成金制度の活用を図る。

(4) 労働力需給の円滑な結合の促進

既存の雇用機会を生かしつつ、求人と求職の結合に努めるとともに、新たな事業の展開に伴う雇用需要と地域の労働力供給との円滑な結合に努める。

このため、地域の労働市場の状況、雇用職業に関する情報の積極的な提供を行うとともに、事業主のニーズ並びに求職者の希望及び適性に応じて、適切な求人と求職の結合が図られるよう、求職者に対する職業指導・相談をきめ細かに行う。

また、Uターン希望者の動向の把握に努めるとともに、地域内の企業情報の提供等を進める。

(5) 職業能力の開発の推進

地域への企業の進出、地元企業の事業転換等に際して必要とされる人材の育成、確保を図る。このため、職業能力の開発に対するニーズの把握に努め、企業内での職業能力の開発の促進を図るとともに、公共職業訓練機関においても、効果的な職業能力の開発を実施する。

(6) 地域を挙げての雇用開発の推進

地域雇用開発を効果的に進めていくため、市町村、労使団体等地域の関係者を構成員とする「常陸大宮地域雇用開発会議」を設置し、関係者の意思の疎通を図るとともに、地域の実情に即した雇用開発の方向や具体的方策について検討を進める。

●石岡地域雇用開発計画

地域雇用開発等促進法（昭和62年法律第23号）第7条第1項の規定に基づき、石岡雇用開発促進地域に係る地域雇用開発の促進に関する計画（以下「石岡地域雇用開発計画」という。）を次のとおり策定したので同条第5項の規定に基づき公表する。

昭和62年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

石岡地域雇用開発計画

1 は じ め に

県内の雇用情勢は、我が国経済の拡大テンポの鈍化、産業構造の転換等の影響により、雇用需要の停滞、離職者の増加等弱含みの状況で推移している。この中で、特に、石岡地域においては、雇用機会が不足していることに加え、最近の経済環境の変化等の影響が雇用面に表れ、雇用環境の悪化が懸念されている。このため、国においては、地域雇用開発等促進法（昭和62年法律第23号）に基づいて、石岡地域を雇用開発促進地域として指定したところであるが、同法第7条第1項においては、都道府県は雇用開発促進地域ごとに雇用開発を促進するための計画（以下「地域雇用開発計画」という。）を策定することができると規定されている。ここに、石岡地域を対象として、国の策定した雇用開発指針を踏まえて地域雇用開発計画を策定し、これに沿って地域雇用開発を図るための施策を推進していくこととする。

2 石岡地域の雇用の動向

(1) 地 域 の 概 況

当地域は、県の中央よりやや南部に位置し、石岡市、小川町、美野里町、玉里村、八郷町及び千代田村の1市3町2村からなり、面積は、410km²と県全体の6.7%を占めている。地勢的には、平坦な地帯が多く、石岡市を中心に人口が集積し、産業活動が展開されている。

人口は147,642人(昭和60年国勢調査)で、この10年間で17,310人(13.3%)の増加となっているが、県全体の人口に占める割合は昭和50年5.6%、昭和55年5.5%、昭和60年5.4%と低下してきている。

労働力人口は75,142人で、10年間で8,344人(12.5%)の増加となっているが、高齢化の進行が著しく、全就業者に占める55才以上の就業者の割合は、昭和50年の15.8%(県全体15.7%)から昭和60年18.9%(同18.6%)へと県全体の動きを上回るテンポで高まっている。

産業別の就業者の割合は、第1次産業23.2%(県全体16.6%)第2次産業32.7%(同34.7%)、第3次産業44.1%(同48.6%)となっており、県全体と比べて第1次産業の比重が著しく高いが、長期的な推移をみると、第1次産業、第2次産業の就業者の割合が低下し、第3次産業で高まっている。

(2) 雇 用 の 動 向

産業活動の動向をみると、精密機械器具製造業、製鋼業、縫製業等において長期にわたる需要の停滞が引き続いていることから、事業規模の縮小や雇用調整が行われ、関連下請企業を始めとして地域経済に大きな影響を及ぼしている。

労働力の需給状況をみると、有効求人倍率は、61年度0.97倍(60年度0.92倍)と全国平均(61年度0.62倍、60年度0.67倍)を上回る状況にあるが、最近においては、第3次産業の一部業種で求人増加がみられるものの、引続き不況業種等からの離職者の増加等のほか求職者の希望と技能、労働条件等多くの面で適合せず就職に結びつかない面がみられる。また、企業誘致等により当地域に進出した企業からの労働力の需要が、労働力の供給側と合致しない状況も見受けられる。

年齢別の雇用動向をみると、求職者のうち高齢層の割合が高まってきているが、需給関係は厳しく、55歳以上の有効求人倍率は0.05倍(61年10月)と極めて低い。

新規学校卒業者の就職状況をみると、地元での就職を希望する者の割合が高まっているが、地元での雇用の場が少ないことから地域内の企業へ就職した者の割合は45.0%(県全体48.0%)と地域外への流出が著しい。

3 石岡地域の雇用開発の目標

産業の集積密度が低いことによる雇用機会の不足、構造的な不況業種等からの離職者の発生等による雇用情勢の一層の悪化に対処する必要がある。また、高齢労働者の増加、若年層を中心とした地元志向の高まりに対処することも重要である。

県の定めた「新茨城県民福祉基本計画」においては、石岡地域が含まれる県南ブロックにつ

いては、「農業と工業のバランスのとれた、活力ある地域社会を形成すること」を課題として、産業の振興、生活環境の改善、交通体系の整備等の地域振興施策を、関係市町村と一体となって展開することとしている。

石岡地域の雇用開発を進めるに当たっては、こうした施策の展開を踏まえて、「地域の特性を生かした新たな雇用機会の拡大により労働力需給構造の改善を図り、特に、高齢者の安定した就業の場の確保と若年層に魅力ある地元雇用を拡大すること」を目指して、

- ・雇用の安定、拡大に向けての事業主の取組への援助
- ・新たな労働力の需要と供給の円滑な結合
- ・地域のニーズに即した職業能力の開発

を基本として、関係者の協力の下に施策を推進していくこととする。

4 地域雇用開発を促進するための方策

(1) 地域振興対策と雇用対策との連携

石岡地域においては、地域経済の活力ある発展を目指して産業基盤の整備による企業誘致の促進、地元既存企業の活性化を図るとともに、地域の豊かな自然を生かした観光開発、農林水産資源を生かした新製品の開発を含めた地場産業の育成等の施策が推進されているところである。このうち、特に、企業誘致に当たっては、先端技術型業種等の導入など将来にわたって雇用吸収力が見込まれ、地域経済に波及効果の大きい事業が展開されるようにしていく必要がある。また、これらの取組を通じて地域住民の多様なニーズに対応した雇用機会が拡大されるよう、地域振興対策と雇用対策の連携を密にする。

(2) 新たな雇用の拡大の促進

新規事業の展開等地域の新たな雇用の拡大に資する取組に対して援助、助成を進める。このため、当地域内において事業所を設置・整備して、当地域内に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対して、それに要した賃金、費用等の負担に応じた援助を行うこと等の、国の地域雇用開発助成金制度の周知に努めるとともに、その活用を図る。特に、同制度が、雇用吸収力のある企業の誘致の促進や地場産業の育成、高齢者の雇用の拡大に結びつくよう配慮する。

(3) 雇用情勢への機動的対応

雇用情勢の悪化に伴う離職者の発生に対処して、失業の予防、離職者の再就職を促進する。このため、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主による休業、教育訓練、出向の費用を助成する雇用調整助成金制度や当地域の離職者を雇い入れた事業主に対しその賃金の一部を助成する特定求職者雇用開発助成金制度の活用を図る。

(4) 労働力需給の円滑な結合の促進

既存の雇用機会を生かしつつ、求人と求職の結合に努めるとともに、新たな事業の展開に伴う雇用需要と地域の労働力供給との円滑な結合に努める。

このため、地域の労働市場の状況、雇用職業に関する情報の積極的な提供を行うとともに、事業主のニーズ並びに求職者の希望及び適性に応じて、適切な求人と求職の結合が図られるよう、求職者に対する職業指導・相談をきめ細かに行う。

また、Uターン希望者の動向の把握に努めるとともに、地域内の企業情報の提供等を進める。

(5) 職業能力の開発の推進

地域への企業の進出、地元企業の事業転換等に際して必要とされる人材の育成、確保を図る。このため、職業能力の開発に対するニーズの把握に努め、企業内での職業能力の開発の促進を図るとともに、公共職業訓練機関におきても、効果的な職業能力の開発を実施する。

(6) 地域を挙げての雇用開発の推進

地域雇用開発を効果的に進めていくため、市町村、労使団体等地域の関係者を構成員とする「石岡地域雇用開発会議」を設置し、関係者の意思の疎通を図るとともに、地域の実情に即した雇用開発の方向や具体的方策について検討を進める。

~~~~~  
●漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞

茨城県海面漁業調整規則（昭和39年茨城県規則第87号）第49条及び第51条の規定による行政処分に関する聴聞を次のとおり行うので、茨城県漁業関係聴聞規則（昭和40年茨城県規則第104号）第2条の規定により公告する。

昭和62年6月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 聴 聞 事 項

茨城海区における漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞

2 期 日 昭和62年6月16日

3 場 所 水戸市三の丸1-7-41 「県職員会館」

~~~~~

正 誤

昭和61年 7 月 1 日付け茨城県報号外第 123 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
4	下から15	第 2 2 5 号	第 2 2 6 号
4	下から14	第 1 項第 1	第 1 項第 1 号



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2, 0 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)